

平成 2 7 年

第 1 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成 27 年第 1 回 定例 教育委員会 日程

日 時 平成 27 年 1 月 27 日（火） 午後 2 時から

場 所 教 育 委 員 会 大 会 議 室

日程第 1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘

日程第 2 議 案

議案第 1 号 我孫子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び
職務専念義務の特例に関する条例の制定について（総務課）

日程第 3 諸 報 告

目 次

議案第 1 号	我孫子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び 職務専念義務の特例に関する条例の制定について・・・・・・	1
---------	--	---

議案第 1 号

我孫子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

我孫子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 1 月 27 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例を定めるため、議会へ上程されるよう、市長に依頼するものです。

我孫子市教育委員会教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、我孫子市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるとともに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間、休日、休暇等)

第2条 教育長の勤務時間、休日、休暇等については、我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(職務に専念する義務の免除)

第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和30年条例第15号）の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は、適用しない。